

取引参加者規程の一部改正について

2017年6月30日
株式会社大阪取引所

I. 趣旨

当社は、取引参加者規程の一部改正を行い、本年8月1日から施行します（詳細については、別紙の規則改正新旧対照表をご覧ください）。

現在の取引参加者の業容及び注文方法の多様化並びに手数料の自由化等に照らすと、取引参加者の役員又は従業員による他の取引参加者への発注にも一定の合理性が認められる一方で、不公正取引の防止等に対しては、取引参加者規程及び関係諸規則において社内規則の整備を求めるなど、対応が図られております。

こうした状況を踏まえ、他の取引参加者の役員又は従業員からの受託の制限を見直すこととします。

なお、日本証券業協会の自主規制規則においても、同趣旨の改正が行われることとなりますⁱ。

II. 改正概要

他の取引参加者の役員又は従業員からの当該他の取引参加者が有する取引資格の種類に係る市場デリバティブ取引の受託の制限を廃止することとします。

(備考)

・取引参加者規程第20条

III. 施行日

2017年8月1日から施行します。

以上

ⁱ 日本証券業協会ウェブサイト参照 (<http://www.jsda.or.jp/>)